

令和7年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 5月 16日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 5番 | 伊藤 美和子 |
| 6番 | 縄田 善博 | 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 |
| 9番 | 中嶋 友之 | 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 |
| 13番 | 安部 好恵 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 |
| 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | | |
|-----|------|----|------|-----|------|
| 3番 | 俵 薫 | 4番 | 井町 哲 | 12番 | 中嶋 誠 |
| 14番 | 岸 英法 | | | | |
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 岩山 澄男 | 鮎川 幸彦 | 村中 清美 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | 安永 彰 |
| 永安 達彦 | | |
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 5 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 15 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。なお、欠席委員は 3 番 依薫委員、4 番 井町哲委員、12 番 中嶋誠委員、14 番岸英法委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがいよろしゅうございますか。それでは 6 番 縄田委員、9 番 中嶋委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 6 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は 2 名いまして、1 人は●●●●●の●●●●●さん、もう一人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は高齢で農地の管理が困難であり後継者もいないため、経営規模拡大を希望している譲受人に農地を売却します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は現在譲受人が理事を務める法人が借りて耕作していますが、所有権移転後も引き続き法人が耕作します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に抵触しないと考えます</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録</p>

	<p>のとおりです。譲渡人は高齢で農地の管理が困難であるため、譲受人に相談したところ、譲受人が引き受けて管理をするようになりました。本件につきまして、農地法第3条第2項の各号に抵触しないと考えます</p> <p>目録番号4、参考資料4を参照ください。本件は新規就農です。 譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に居宅と併せて売却します。この件につきまして、農地法第3条第2項の各号に抵触しないと考えます</p> <p>目録番号5、参考資料5を参照ください。本件は新規就農です。 譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は譲受人の宅地に隣接しており、果樹を栽培したい譲受人が譲渡人に相談し、隣接農地の一部を分筆して売却することになりました。この件につきまして、農地法第3条第2項の各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号6、参考資料6を参照ください。本件は新規就農です。 譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に居宅と併せて売却します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
石田委員	<p>1 1 番の石田です。さる5月7日に山本会長、事務局2名、中野委員、地元推進委員と私で現地調査を行いました。 1 番～3 番の3 条案件を説明させていただきます。まず1 番の件ですが、申請者は和牛の繁殖等の畜産業を営んでおられまして、事業を拡大されたいということでの申請でございます。取得農地は●●●●●の●●地区ですが、現地確認は●●●●●地区で申請者が現在借りている農地を確認いたしました。牧草が植えられておりよく管理されておりました。特に問題はないと判断いたしました。2 番ですが、申請地の近くにある申請人の所有農地を確認しましたが、きれいに管理されておられました。特に問題はないと判断いたしました。3 番ですが、申請人の自宅付近の農地を確認しました。果樹等が植えられており、特に問題ないと判断いたしました。以上です。ご審議をよろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
岩山推進委員	大田の推進委員の岩山です。1番については石田部委員が説明されたとおりで追加することはございません。
鮎川推進委員	嘉万の推進委員の鮎川です。2番について石田委員の説明のとおり特に問題ないと思います。
議長	3番について、地元推進委員が欠席のため、農業委員さんでわかる方いらっしゃいますか。
伊藤委員	2番の伊藤です。申請者の方は最近美祢市に戻ってこられた方ですが、もともと地元の方で農業もされており、これからもっと規模を拡大したいということで問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。
武藤委員	私の方からお伺いしたいことがあります。 5番の譲受人の方は農家ではないですか？
事務局	あくまでも譲受人の世帯としては、農家台帳に農地はありません。
議長	わかりました。 それでは委員の皆さんより他に何か質問等ございましたらお願いいたします。 それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします

事務局	<p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>10件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請10件について説明します。</p> <p>目録番号1と2は同一事業のためまとめて説明します。参考資料7を参照ください。所在地、●●●●●●、申請人、●●●●●●、転用面積は1,099㎡です。申請地は●●●●●●から南東に約200M地点、線路を挟んで●●●●●●の反対側にある3種農地です。申請地は太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号3、参考資料8をご参照ください。所在地、●●●●●●●●、申請人、●●●●●●、転用面積は1,390㎡です。目録番号1,2番の申請地のすぐ近くの3種農地です。申請地は太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号4、参考資料9をご参照ください。本件は目録番号3の関連事業です。所在地、●●●●●●●●、申請人は株式会社●●●●●●●●、転用面積は1,163㎡のうち108.72㎡です。目録番号3番の申請地に隣接する3種農地です。申請地は太陽光発電施設の設置のために工事期間中の搬入路として令和7年6月末まで利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号5、参考資料10をご参照ください。所在地、●●●●●●●●、申請人は●●●●●●●●、転用面積は2,536㎡です。申請地は、●●●●●●●●付近に●●●●●●●●がありますが、その敷地の裏側で●●●●●●●●沿いにある3種農地です。申請地は太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号6、参考資料11をご参照ください。所在地、●●●●●●●●、申請人は●●●●●●●●、転用面積は2,113㎡です。申請地は、目録番号5の申請地の隣地の3種農地です。申請地は太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
-----	--

	<p>目録番号7、参考資料12をご参照ください。所在地、●●●●●●、申請人は●●●●●●、転用面積は1,554㎡です。申請地は●●●●●●から国道●●●●●●号を挟んで反対側にある3種農地です。申請地は資材置場のために利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号8、参考資料13をご参照ください。所在地、●●●●●●、申請人は●●●●●●、転用面積は1,187.57㎡です。申請地は●●●●●●から市道を南に約1キロ弱の場所にある農地です。お宮の駐車場がなく、行事の時に路上駐車等によりトラブルが生じているため、その解消ため駐車場を整備する必要があります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお本件については、5月13日付けで農振除外済みですが、圃場整備の対象地が含まれるため、常設審議委員会に意見聴取します。</p> <p>目録番号9、参考資料14をご参照ください。所在地、●●●●●●、申請人は●●●●●●、転用面積は2,590㎡です。申請地は●●●●●●付近の交差点、●●●●●●方面、●●●●●●方面、●●●●●●方面に分かれている交差点を十文字方面に向かって進むと、右手に●●●●●●への入り口がありますが、その入り口から道路の反対側が申請地になります。●●●●●●を拠点にしている土木工事業者が、●●●●●●エリアで災害復旧等の土木工事を請け負った時に資材置場等として使える土地がなく困っていたため、ここを資材置場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお本件については、5月13日付けで農振除外済みです。</p> <p>目録番号10、参考資料15をご参照ください。所在地、●●●●●●●●、申請人は●●●●●●さん、転用面積は210㎡です。申請地は●●●●●●から●●●●●●を●●●●●●の方向に向かって約400M地点にある農用地区域内農地です。申請地の隣に建っている倉庫を解体するにあたり、申請地を一時的に資材置場として利用します。一時転用期間は6月～3月末までの予定です。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお本件については、農用地区域内農地であるため常設審議委員会に意見聴取します。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは目録番号10だけ先に審議します。武藤委員は退室をお願いします。
石田委員	それでは10番の件について説明します。●●●●●●の近くの道路沿いに申請地があります。申請地の隣の倉庫を解体するにあつ

	て資材置場として一時的に使用します。特に問題はないと思います。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
村中推進委員	推進委員の村中です。10番の件ですが、石田委員の説明のとおり特に問題はありません。よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは10番のみ採決に移りたいと思います。議案第2号の10番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号の10番は原案の通り決定をします。10番は常設審議委員会で意見聴取します。 武藤委員は入室をお願いします。 それでは1番～9番の現地調査の報告をお願いします。
石田委員	それでは9番から説明します。申請地については事務局の説明のとおりです。周辺の排水路への土砂の流出がないよう対策することを申請者側にお願しておきました。事務局の方に誓約書が出されて地元迷惑はかからないようにするという事です。特に問題はないと思います。
中野委員	中野です。1番～4番までは同じ場所ですのでまとめて説明します。申請地の周りには既にたくさん太陽光パネルが設置されてい

	<p>ますので、特に問題はないと思います。</p> <p>5番と6番ですが、どちらも周りは既に太陽光パネルが設置されており、問題ないと思います。</p> <p>7番についてですが、2反くらいある田ですが、周りの農地に迷惑がかかることもないので特に問題ないと思います。</p> <p>8番については、於福の旧道沿いに大きなお宮があります。駐車場がないということで、路上駐車が問題になっていたのを駐車場を整備するということが、特に問題ないと思います。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明ありましたらよろしくをお願いします。
山縣推進委員	山縣です。1番～4番ですが、中野委員が言われたとおり、太陽光パネルだらけのところ特に問題ないと思います。
山田推進委員	山田です。5番と6番ですが、中野委員の説明のとおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。
山縣推進委員	山縣です。7番についてですが、中野委員が言われたとおり別段問題ないと思います。よろしくをお願いします。
阿野推進委員	阿野です。8番ですけど、中野委員のご報告のとおりです。以上です。
安永委員	安永です。9番ですが、申請書にあるもの以外は置かないということで、地元にも迷惑をかけないということで特に問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより他に何か質問等ございましたらお願いいたします。
委員	<p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号1番～9番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号1番～9番は原案の通り決定をします

事務局	<p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>それでは、本日配布しております令和7年5月30告示、令和7年6月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。今回、全体で64筆でございます。</p> <p>利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、107,553㎡、貸し手が23名、受け手が14名でございます。</p> <p>内訳は、4ページから6ページでございます。</p> <p>No.1からNo.23までは一括方式、No.24は2段階方式による契約になります。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。</p> <p>今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、美祢市長に対しその意見の回答を行います。美祢市長から「農地中間管理機構」に促進計画案を提出し、「農地中間管理機構」から美祢市に認可申請がなされたのち、美祢市（市長）が認可の告示を行うこととなります。</p> <p>なお、告示においては、No.1からNo.23までの一括方式の場合は集積及び配分、No.24の二段階方式は集積のみの告示になり、二段階方式については、告示後に、美祢市から農地中間管理機構へ促進計画（配分）案を提出し、促進計画（配分）の認可申請を農地中間管理機構から山口県へ提出し、山口県が認可の公告を行います。二段階方式の県の公告は、年4回になりますので、9月26日になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか？</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、議案第3号を原案のとおり可決します。</p>

事務局	<p>続きまして議事順位第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>5件朗読 目録をご覧ください。合意解約5件について説明します。</p> <p>1件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。耕作者が高齢なため、耕作面積を縮小されることによる解約です。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。所有権の移転、農地転用に伴う解除になります。</p> <p>3件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。所有権の移転、農地転用に伴う解約です。</p> <p>4件目、5件目は、貸付人増野さんと耕作者「●●●●」とのやまぐち農林振興公社を通した利用権設定の解約です。農地売買のための解約です。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか？ よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第2号 農地法第4条第1項第8号による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読 それでは資料16を参照ください。</p> <p>申請地は、●●●●●、転用内容は農業用倉庫で、既に建築面積17㎡の倉庫が建っておりますが、この倉庫を拡張します。拡張後の建築面積は44㎡です。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>

石田委員	石田です。既設の倉庫を広げたいということで、現地確認に行ったところ、すでに基礎工事をされておりました。特に問題はありませんでした。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
永安委員	永安です。石田委員から説明があったとおり、特に問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。 続きまして議事順位第6、報告第3号、農振法に基づく農用地の軽微な変更についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 それでは、美祢市長から農用地区域内農地の用途変更について意見を求められた件について説明します。資料17を参照ください。 所在地は●●●●●、申請地には既に農機具倉庫が建っておりますが、この倉庫の隣に新たに農機具を置けるように整備します。 美祢市長に対して、用途変更に関する異論等はないものとして回答します。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
石田委員	石田です。申請地は宅地の隣にあり、現在農業用倉庫が建っておりますが、その倉庫の横に農機具を置けるようにしたいということです。隣に水田がありますが、特に支障はないと思います。以上です。

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
村中推進委員	岩永地区の推進委員の村中です。石田委員の言われたとおり特に問題はないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。
議長	よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第3号を終わります。 続きまして議事順位第7、報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 別紙にありますように、2件、法人報告書の提出がありました。 提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等ないので、報告第4号を終わらせていただきます。 続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については相談者がいなかったためやっております。当番委員

事務局

の皆さんありがとうございました。

以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？

それでは終わりたいと思います。

互礼。

午後 3 時 4 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

議長

署名委員

署名委員